

特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県鈴鹿市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツの振興、健康づくり、競技力の向上及びスポーツを普及発展させる事業を行い、スポーツを通じて健全な精神の涵養を図り、明るく健康的な社会の建設に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - (2) 特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）
- 2 前項第1号に掲げる事業は、次の事業とする。
- (1) 市民スポーツの指導及び奨励
 - (2) スポーツ指導者の確保・育成
 - (3) 体育大会、講習会、体力テスト等スポーツに関する各種行事の実施及び援助
 - (4) 各種大会への選手、役員の派遣
 - (5) 加盟競技団体の事業、運営の支援
 - (6) 体育施設の管理運営事業
 - (7) 競技力の強化向上事業
 - (8) ジュニア・シニア育成事業
 - (9) スポーツ教室事業
 - (10) 競技大会派遣奨励事業

- (11) スポーツの調査・研究・啓発・指導
 - (12) スポーツ医科学の調査・研究
 - (13) スポーツ少年団の育成、指導、発展
 - (14) 広報事業
 - (15) スポーツに功労、勲功のあった者の表彰
 - (16) その他本法人の目的の達成に必要な事業
- 3 第1項第2号に掲げる事業は、次の事業とする。
- (1) 施設利用者の利便の向上を図るための物品の販売
- 4 前項に掲げる事業は、第1項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

できる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 抛出納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上29人以内
 - (2) 監事 3人
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。
- 3 監事のうち1人は、鈴鹿市職員を充てる。

(会長及び副会長)

第 13 条の 2 この法人に、任意の機関として会長及び副会長を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人以上3人以内
- 2 会長及び副会長の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 会長及び副会長は、この法人の諸行事を行うほか、事業の執行に関し必要な助言を行うことができる。
- 4 会長及び副会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。
- 5 会長及び副会長は無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用を弁償することができる。

(選任)

第 14 条 理事及び監事は、正会員で組織する総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をする為に必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(名誉会長、顧問、参与及びアドバイザー)

第20条 代表理事は理事会の議決を経て名誉会長、顧問、参与及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、参与又はアドバイザーは代表理事の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第5章 会 議

(種別)

第 21 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、団体における出席は、その団体から選出された代表者（以下「評議員」という。）をもって1会員とする。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属先
- (11) その他の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回、5月末までに開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メ

ールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人を選任し、その代理人に表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第53条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の場合には、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第39条 本会に、専門事項を調査審議し事業を推進するため、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、理事会の議決を経て、代表理事が理事及び学識経験者の中から委嘱する専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第7章 部 会

(部会)

第40条 本会に、スポーツ振興を円滑に推進するため、部会を設けることができる。

- 2 部会は、理事会の議決を経て、理事をもって組織する。
- 3 部会について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。
- 4 部会に、部長、副部長を置く。

第8章 資 産

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第9章 会 計

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とその他の事業に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 49 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

2 前項の規定にかかわらず、この法人が解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告及び清算人が清算法人について破産手続き開始の申立てを行った旨の公告は、官報に掲載して行う。

第12章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任命)

第57条 事務局長及び職員の任命は代表理事が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第13章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。(平成19年8月2日)

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	向井	弘光
理事	藤澤	幸三
理事	鈴木	昭
理事	三木	幸夫
理事	真瀬	三郎
理事	荒沢	隆雄
理事	熊沢	逸雄
理事	矢藤	昌克

理事	下野	晃
理事	矢野	浩之
理事	伊藤	三雄
理事	大川	智子
理事	杉野	晃
理事	尾澤	和弘
理事	宮原	豊彦
理事	堀之内	宏行
理事	加藤	公
理事	深間内	誠
理事	寺井	隆
理事	名和	克己
理事	菅沼	博喜
理事	上野	公男
理事	兵連	恒夫
監事	石坂	健
監事	鈴木	千紘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 20 年 4 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金は 0 円とする。

付 則

- 1 この定款は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。

付 則

- 1 この定款は、三重県知事の認証を受けた日から施行する。(平成 24 年 8 月 24 日) ただし、次に掲げる規定は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。
第 13 条第 1 項中第 1 号に関する部分

付 則

- 1 この定款は、三重県知事の認証を受けた日から施行する。(平成 25 年 9 月 10 日)

付 則

- 1 この定款は、平成 26 年 5 月 25 日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、三重県知事の

認証を受けた日から施行する。(平成 26 年 10 月 15 日)

第 5 条、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 3 項並びに第 23 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に関する部分

付 則

1 この定款は、三重県知事の認証を受けた日から施行する。(平成 27 年 8 月 24 日)

付 則

1 この定款は、平成 28 年 5 月 29 日から施行する。

付 則

1 この定款は、平成 30 年 5 月 26 日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、三重県知事の認証を受けた日から施行する。(平成 30 年 9 月 21 日)

第 13 条、第 2 項に関する部分

付 則

1 この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この定款は、三重県知事の認証を受けた日から施行する。(令和 3 年 3 月 29 日)